

海外在留邦人等の皆様の一時的帰国時における新型コロナ・ワクチン接種事業  
(指定宿泊施設退所後の接種に係る留意点について)

2021年8月3日  
在ギリシャ日本国大使館

現在、日本政府の水際措置により、変異株指定国・地域(現時点でギリシャ該当)から日本へ入国される方は、入国後、検疫所が指定する宿泊施設で指定された期間(現時点では、ギリシャから入国される方は3日間)待機いただく必要があります。当該措置の対象となる方で、8月1日に開始された海外在留邦人等の皆様の一時的帰国時における新型コロナ・ワクチン接種事業においてワクチン接種を希望される場合は、以下の点にご留意ください。

■留意点(ギリシャから入国される場合)

- (1) 検疫所が指定する宿泊施設での待機期間中(現時点では3日間)は、ワクチン接種を受けることはできません。ワクチン接種は、指定期間の待機終了後、検疫所手配のバスで空港に戻る日(指定宿泊施設の退所日)から可能となります。
- (2) ワクチン接種を理由とする指定宿泊施設の延泊はできません。そのため、指定宿泊施設の退所日以外の日にはワクチン接種を予約される場合は、改めて空港内の接種会場に来訪の上、ワクチン接種を受けていただく必要があります。  
(なお、指定宿泊施設を退所した後も日本入国後 14 日目までは自宅等での待機措置の対象となりますので、入国後 14 日以内にワクチン接種を予約される場合は、公共交通機関の不利用等のルールを遵守いただき、接種会場まで来訪いただく必要があります。)

※水際措置や変異株指定国・地域については随時変更される可能性があります。

本件詳細は、以下の外務省サイトをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)